

令和2年7月豪雨による被害及び感染症への対応に伴う 住宅瑕疵担保履行法に基づく「基準日届出」の取扱い について（ご案内）

令和2年7月豪雨による被災地域の被害が極めて甚大であることおよび新型コロナウイルス感染症の感染等の防止の緊要性に鑑み、9月15日に国土交通省から許可行政庁・免許行政庁あてに、基準日届出の取扱いに関する事務連絡が出されましたので、その内容について下記のとおりご案内いたします。

記

1. 災害に伴う取扱いについて

(1) 対象となる地域

令和2年7月豪雨による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域

具体的には、以下のリンクをご確認ください。（2020年9月15日時点掲載【第11報】）

http://www.bousai.go.jp/pdf/r2ooame_tekiyou_11.pdf

(2) 基準日届出について

①届出期限

対象地域に主たる事務所を有する建設業者または宅建業者で、第22回基準日（2020年9月30日）に係る基準日届出をしようとする届出事業者が、今般の災害のために、当該基準日届出を行うことができないと認められる場合には、令和2年10月30日までに当該基準日届出を行えば、当該義務の不履行について行政上および刑事上の責任を問われないこととされております。

②届出書類

対象地域に主たる事務所または従たる事務所を有する届出事業者が、今般の災害のために、基準日届出において必要な書類の一部を添付することができない場合には、不足する書類を一定期日までに許可行政庁・免許行政庁あてに提出する旨の誓約書、災害により書類の一部が消滅した旨の顛末書等を作成し提出していただくとの対応が認められております。

詳しくは、許可行政庁・免許行政庁にお問い合わせください。

2. 感染症への対応に伴う取扱いについて

(1) 届出書類

届出事業者が、新型コロナウイルス感染症の感染等の防止のために、届出期限内には書類の一部を添付することができない場合には、上記1. (2) ②と同様に取り扱うことが認められております。

(2) 届出方法

新型コロナウイルス感染症の感染等の防止を考慮して、従前どおり、郵送等により提出いただくことができます。

事務連絡につきましては国土交通省の以下の Web サイト トップページの「NEWS」(2020.9.15 付)に掲載されております。

●国土交通省「住宅瑕疵担保履行法および住まいの安心総合支援サイト」

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html>

令和2年7月豪雨については次の Web サイトのとおりです。

●内閣府「令和2年7月豪雨について」

http://www.bousai.go.jp/updates/r2_07ooame/r2_07ooame/index.html

災害救助法の適用状況

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上